

特定健康診査等実施計画 (第四期)

(対象：令和6年4月1日～令和11年3月31日)

三菱地所健康保険組合

= 目次 =

- I 特定健康診査等の取り組みについて
 - 1. 背景及び趣旨
 - 2. 当健康保険組合の現状
 - 3. 特定健康診査等の基本的考え方
 - 4. 特定健康診査等の実施に係る留意事項
 - 5. 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係
 - 6. 特定保健指導の基本的考え方
- II 実施目標
 - 1. 特定健康診査及び特定保健指導
 - 2. 特定健康診査等の実施の成果
- III 特定健康診査等の実施方法
 - 1. 実施場所
 - 2. 実施項目
 - 3. 実施時期
 - 4. 委託の有無
 - 5. 受診方法
 - 6. 周知・案内方法
 - 7. 健診データの受領方法
 - 8. 特定保健指導対象者の選定方法
- IV. 個人情報保護
- V. 特定健康診査等実施計画の公表・周知
- VI. 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し
- VII. その他

I 特定健康診査等の取り組みについて

1. 背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもとで、高度な医療提供体制や高い平均寿命を達成してきた一方、少子高齢化の進展や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面している。特に、高齢者医療費を支える現役世代の負担も限界に達しているなかで、医療保険制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

医療費の状況は、高齢化の進展・生活習慣の変化に伴い、心臓血管系の疾患やがんなど生活習慣病を起因とする疾病が大きく増加している。

このような状況に対応するため、健康保険組合を含む各保険者に対しては、平成 20 年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、被保険者及び被扶養者に対して生活習慣病を予防する目的で行う「健康診査（特定健康診査）」及びその結果により食生活・運動などの生活習慣の改善を要する者に対する「特定保健指導」の実施が義務付けられている。

本計画は、国が定める第 4 期（令和 6 年～令和 11 年度）の当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

2. 当健康保険組合の現状

当健康保険組合は、三菱地所㈱及びその関連会社である不動産賃貸、ビル及び住宅分譲、マンション管理、ホテル営業等のサービス業を主たる業とする事業所が加入している単一健康保険組合である。令和 6 年 3 月末現在（令和 5 年度決算値）の事業所数は 21、被保険者の総数は 11,281 人、平均年齢は男性 44.14 歳、女性 38.82 歳となっている。被扶養者の総数は 8,408 人で扶養率 0.75%である。40 歳以上の特定健康診査等の対象者数は、8,335 人（男性：4,593 人、女性：3,742）となっている。

また、当健保加入者の疾病の状況は、特殊なものを除き、悪性新生物やメタボ系疾患（基礎疾患：糖尿病・脂質異常症、重度疾患：重度脳梗塞・動脈硬化）の伸びが大きく、婦人科系疾患も近年増加傾向にある。

また、労働安全衛生法で義務化されている被保険者の定期健康診断については、各事業主が個別に契約している健診機関での受診に加え、当健康保険組合が保健事業の一環として提供する 30 歳以上の加入者を対象とした人間ドックでの受診となっており、法定項目以外の検査費用などについては費用補助を行っている。

3. 特定健康診査等の基本的考え方

特定健康診査、特定保健指導の実施は、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧などのいわゆる生活習慣病が内臓脂肪型に起因することが多く、予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることによって重症化を防ぐことが可能であるという考え方が基本となっている。（日本内科学会等内科系 8 学会によるメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準）

メタボリックシンドロームの概念の導入により、体重、内臓脂肪の蓄積度合や生活習慣（食事・喫煙の状況）をもとに対象者を選定（階層化）することで、各階層に適した保健指導の実施が可能となっている。

4. 特定健康診査等の実施に係る留意事項

高齢者の医療の確保に関する法律（第 20 条）に基づき、被保険者の特定健診の実施については事業主が行う健診（法定健診）のデータを健康保険組合が取得・管理する。被扶養者及び任意継続被保険者の健診、被保険者・被扶養者及び任意継続被保険者の保健指導については、当健康保険組合が主体となって実施する。

5. 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

被保険者の（特定）健診については、人間ドックでの受診分を除き、事業主が実施する。事業主が実施した法定健診については、その費用は事業主が負担し、当健康保険組合はそのデータを事業主（または実施医療機関）から受領する。事業主においても、従業員に対しては労働安全衛生法に基づく健康指導を実施していく必要があるため、保健指導を効果的・効率的に実施するため、その指導内容（プログラム等）については事業主と協議の上、実施する。

6. 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病を発症させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を自覚し、生活習慣の改善に取り組むことを支援することにある。

II 実施目標

1. 特定健康診査及び特定保健指導における第 4 期の実施目標

特定健康診査

(%)

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	目標値（国） （単一健保）
対象者数（被保険者）	6,400 人	6,528 人	6,658 人	6,791 人	6,926 人	7,064 人	
目標受診者数	6,080 人	6,267 人	6,458 人	6,655 人	6,856 人	7,064 人	—
目標受診率	95.0%	96.0%	97.0%	98.0%	99.0%	100.0%	
対象者数（被扶養者）	2,250 人	2,273 人	2,295 人	2,340 人	2,386 人	2,433 人	
目標受診者数	1,755 人	1,796 人	1,836 人	1,895 人	1,956 人	2,019 人	—
目標受診率	78.0%	79.0%	80.0%	81.0%	82.0%	84.6%	
対象者数（合計）	8,650 人	8,801 人	8,953 人	9,131 人	9,312 人	9,487 人	
目標受診者数	7,835 人	8,063 人	8,294 人	8,550 人	8,812 人	9,083 人	90.0
目標受診率	90.6%	91.6%	92.6%	93.6%	94.6%	95.7%	

特定保健指導（動機付け支援＋積極的支援）

(%)

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	目標値（国） （単一健保）
被保険者	30.0	40.0	50.0	60.0	70.0	70.0	—
被扶養者	10.0	20.0	30.0	40.0	50.0	60.0	—
被保険者＋被扶養者	25.6	35.2	45.0	54.8	64.7	67.2	60.0

2. 特定健康診査等の実施の成果（評価）

特定健診・特定保健指導の効果は、特定保健指導対象者の減少率をもって測定する。

Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

1. 実施場所

特定健診

被保険者については、事業主が実施する定期健康診断により行う。

被扶養者及び任意継続被保険者については、当健康保険組合が契約している委託会社で行う。委託会社は全国の医療機関と提携しているので、対象者は希望する医療機関で随時受診が可能となる。

特定保健指導

保健指導専門の各種のプログラムを提供する複数の委託会社と契約し、対象者は自宅でのオンラインによる指導など希望のプログラムを選択できるようにする。

2. 実施項目

特定検診

実施項目は、「標準的な健診・保健指導プログラム（第2編第2章）」に記載されている健診項目とする。

特定保健指導

複数の委託会社と契約し、食事指導を中心としたプログラムや、運動指導中心のプログラムなど、対象者の特性に合ったものを選択できるようにする。

3. 実施時期

特定検診

被保険者は、各事業者が行う健診の実施時期に随時実施する。

被扶養者及び任意継続被保険者については、年1回対象者宛て委託会社を通じて通知し、提携している医療機関で随時実施する。

特定保健指導

特定検診の結果により、対象者を選定し年3回委託会社を通じて案内を送付し、実施する。

4. 委託の有無

特定健康診査

被扶養者あるいは任意継続被保険者の特定健診については、全国の医療機関と提携している外部会社と個別契約して行う。

特定保健指導

複数の保健指導専門の外部会社と個別契約し、対象者の希望に沿うプログラムの選択を可能にしている。

5. 受診方法

【特定健診】

被保険者の健診については、事業主から労働安全衛生法の定期健診として受診要領を案内する。

被扶養者あるいは任意継続被保険者の健診については、当健康保険組合が委託会社を通じて特定健診として受診案内を送付する。

また、40歳以上の被保険者及び被扶養者については、人間ドックの受診を特定健診として取り扱い、この費用は当健康保険組合で一部補助を行う。

【特定保健指導】

被保険者・被扶養者及び任意継続被保険者の特定健診受診者で、その受診結果を用い階層化を行い、更に、その他データを用い当該年度の特定保健指導対象者と選出した者に対し、当健康保険組合から委託会社を通じて受診案内を送付する。

なお、被扶養者及び任意継続被保険者の特定健診、被保険者・被扶養者及び任意継続被保険者の特定保健指導の費用については、当健康保険組合が全額負担する。

6. 周知・案内方法

当健康保険組合より対象者に直接案内をするとともに、人間ドック受診に関してはホームページに掲載し周知を行う。

7. 健診データの受領方法

健診のデータは、事業主および契約健診機関から電子データを随時（又は月単位）受領して、当健康保険組合で保管する。

また、特定保健指導については外部委託先機関実施分についても同様に電子データで受領するものとする。尚、保管年数は当健康保険組合が実施した分も含め、5年とする。

8. 特定保健指導対象者選出の方法

特定保健指導の対象者については、健診結果、生活習慣、年代、本人の意識等の様々なデータを用い当健康保険組合が外部専門機関と協議し対象者を選出する。

また、40歳未満の者は、特定保健指導の法定の対象者ではないが、将来対象者になることから、本計画とは別に法定外の措置として保健指導対象者とすることも想定している。

IV 個人情報保護

当健康保険組合は、三菱地所健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守する。

当健康保険組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健康保険組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当健康保険組合職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、当組合のホームページに掲載する。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年、「健康管理事業推進委員会」において実施状況を踏まえ、問題点・対策などを検討する。目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。

VII その他

当健康保険組合に所属する職員については、特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。

以 上